

昭和六十三年郵政省令第四十六号

電気通信事業報告規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十二条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。
- 二 四半期 四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各期間をいう。
- 三 中継電話 他の電気通信事業者との相互接続点相互間の通信を媒介する音声伝送役務であつて、IP電話以外のものをいう。
- 四 IP電話 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。
- 四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。
- 五 衛星移動通信サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。
- 六 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。
- 七 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む、IPVPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。
- 八 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。
- 九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IPVPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。
- 九の二 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータと接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインタ

ーネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（FTTHアクセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IPVPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

十一 携帯電話・PHSアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

十二 三・九一四世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三の二 ローカル5Gサービス ローカル5G通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。

十四 BWAアクセスサービス 全国BWAアクセスサービス、地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスをいう。

十四の二 全国BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、広帯域移動無線アクセスシステム（無線設備規則第三十条に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるもの（地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十四の三 地域BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、地域広帯域無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する地域広帯域無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十四の四 自営等BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気

通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（衛星移動通信サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス及びBWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十六 IPVPNサービス インターネットプロトコルによるパケットを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十七 広域イーサネットサービス イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十八 アンライセンスLPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六條第四項第二号（一）若しくは（一三）若しくは第三号又は第十六條第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（FWAアクセスサービス及び公衆無線LANアクセスサービスを除く。）をいう。

十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九條の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九條の二十八、第四十九條の二十九若しくは第四十九條の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。

十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二條第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役務をいう。

十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。

十九の四 検索サービス 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。

十九の五 ソーシャル・ネットワークキングサービス その他交流型電気通信サービス その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二條第七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）をいう。

二十 国際電話等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。

二十一 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。

二十二 スマートフォン 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話が可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。第二十四号において同じ。）を有するもの（フイーチャーフォンに該当するものを除く。）をいう。

二十三 フィーチャーフォン 電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話が可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。

二十四 タブレット データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、タッチスクリーンを有するもの（スマートフォン、フイーチャーフォン及びモバイルルータに該当するものを除く。）をいう。

二十五 モバイルルータ データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、主として他の端末設備のデータ通信を媒介するために用いられるものをいう。

二十六 屋内用ルータ 電気通信事業者により特定地点以外での利用が契約約款等により制限された電気通信設備であつて、主としてパケット伝送に係る経路制御を行う機能を有するものをいう。

（電気通信役務契約等状況報告等）
第二條 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

加入電話	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第一及び様式第二
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第一及び様式第二
公衆電話（電気通信事業法施行規則第十四條第二号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第三及び様式第四
PHS	電気通信回線設備を設置してPHSを提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置してPHSを提供する電気通信事業者	様式第四及び様式第五
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの）	IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	様式第四及び様式第五

電話番号を使用するものに限る。)	ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第六
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が五万以上であるもの	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が五万以上であるもの	様式第七
F T T Hアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者）	次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（以下この項において「F T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務」という。）の提供を受ける電気通信事業者 二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	様式第八の二
D S Lアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセスサービスの契約数が三万未満であるもの（F T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。） 一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者 二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセスサービスの契約数が三万未満であるもの（F T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。） 一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者 二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	様式第八の三
C A T Vアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してC A T Vアクセスサービスを提供する電気通信事業者	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してC A T Vアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第九

F W Aアクセスサービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してF W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してF W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度（電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項に規定する下り名目速度をいう。以下この表において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。）	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。）を提供する電気通信事業者	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。）を提供する電気通信事業者	様式第十の二
携帯電話・P H Sアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H Sアクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して携帯電話・P H Sアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十一
三・九一四世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
第五世代移動通信アクセスサービス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の二
ローカル5 Gサービス	基地局を設置してローカル5 Gサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置してローカル5 Gサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二の三
全国B W Aアクセスサービス	基地局を設置して全国B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して全国B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三
地域B W Aアクセスサービス	基地局を設置して地域B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して地域B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の二
自営等B W Aアクセスサービス	基地局を設置して自営等B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して自営等B W Aアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三の三
公衆無線L A Nアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 公衆無線L A Nアクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線L A Nアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 二 公衆無線L A Nアクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線L A Nアクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 公衆無線L A Nアクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線L A Nアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 二 公衆無線L A Nアクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線L A Nアクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者	様式第十四
I P V P Nサービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五

広域イーサネット サービス					
アンライセンSL PWAサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（一）、（1）若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してアンライセンSL PWA サービスを提供する電気通信事業者 二 アンライセンSL PWA サービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信回線設備の提供を受けてアンライセンSL PWA サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンSL PWA サービスの回線数が三万以上であるもの	様式第十五の二			
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、PHS、ローカル5Gサービス又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信回線設備を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）	様式第十五の三			
ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第十五の四			

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五において、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

一 報告年度末の利用者の数が八万以上であるもの

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワークワーキングサービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務）について、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る。ことに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一 九百万未満

二 九百万以上一千万未満
三 一千万以上

報告対象役務	報告対象事業者
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者
FTTHアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
CATVアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者
BWAアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
公衆無線LANアクセスサービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
電子メールサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
メッセージングサービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者
検索サービス	検索サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
ソーシャル・ネットワークワーキングサービス	ソーシャル・ネットワークワーキングサービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
その他交流型電気通信サービス	その他交流型電気通信サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者

(継続利用割引等の提供状況報告)

第二条の七 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等(契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信業務の料金の減免その他の経済的利益(当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。)をいう。以下同じ。)の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(伝送路設備設置状況報告等)

第三条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十二により、毎報告年度経過後一月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告)

第三条の二 電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間(同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。)を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15 工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日(同項括弧書の場合及び同令第二十四条の二第二項第三号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日(同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。))前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信業務に係る収益報告等)

第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信業務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の二 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告)

第四条の三 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の三により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告)

第四条の四 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告)

第四条の五 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信業務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信業務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。)を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告)

第四条の六 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の

六により、電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動端末設備の取扱状況等報告)

第四条の七 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(中古の移動端末設備の取扱状況等報告)

第四条の八 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(卸電気通信業務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信業務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。))の卸電気通信業務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供されるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供される業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者との次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
- 二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信業務(以下「提供卸電気通信業務」という。)の内容
- 三 当該提供卸電気通信業務に関する料金
- 四 当該提供卸電気通信業務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)
- 五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項
- 六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- 八 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- 九 重要通信の取扱方法
- 十 当該提供卸電気通信業務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- 十一 提供卸電気通信業務に係る業務利用管理システム(電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する業務利用管理システムをいう。)の機能、料金その他の提供条件

十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件

十三 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

十四 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の十に提出し、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の十一により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときは、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

5 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の十二により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の十二により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

7 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（利用者保護に関する報告）

第四条の十 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約）（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十三により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十四により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の三第一項の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十五により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の十一 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利用者

に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における当該事業所（利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行うものに限る。）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、当該媒介等の業務について他の媒介等業務受託者に再委託を行っている者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該媒介等業務受託者の名称等を総務大臣に報告しなければならない。

3 前二項の報告は、総務大臣の指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるため、当該方法によることが困難であると総務大臣が認めるときは、これに代えて、様式第二十三の十六により、書面等によることができる。

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十四により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行っているものは、様式第二十五により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第七条 削除

（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）

第七条の二 電気通信事業者は、災害時優先通信（緊急通報（電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報をいう。）及び電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

2 電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行った場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上で、かつ、その時間が二時間以上あるときは、当該制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行った日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（事故発生状況の報告）

第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの
 イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)
 ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下を受けた時間が二時間以上のも

二 電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故であつて、次のいずれかに該当するもの
 イ 当該電気通信役務の提供に支障を来した事故の影響を受けた利用者(電気通信事業者と電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとする者を含む。)の数が三万以上のもの
 ロ 当該電気通信役務の提供に支障を来した事故により影響を受けた時間が二時間以上のも

2 前項の規定にかかわらず、軽微な事故として総務大臣が別に告示するものについては、提出することを要しない。
 (災害対策の報告)

第七条の四 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。)は、災害時においてその取り扱う通信を確保するための措置について、様式第二十七の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (通信品質の報告)

第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからへまでに掲げるものに限る。)を設置する電気通信事業者(毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。)は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)ごの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。)は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるもの)については、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMS Iを除く。以下この表において同じ。)	当該利用者設備識別番号の指定を受けた電気通信事業者	様式第二十八及び様式第二十八の二
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信事業者(電気通信事業法第五十条の三	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三

信役務の提供を受けて使用する場
 (第二第三項の規定の適用を受けた者を除く)
)。当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者

様式第二十八の二及び様式第二十八の四

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
 (集計結果の公表)

第十条 総務大臣は、第二条、第四条の十第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

第十一条 第二条、第三条から第四条の二まで及び第四条の九から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出することができる。

附則 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が昭和六十三年九月一日以後である報告書から適用する。

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

3 当分の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注1中「別表第九号に掲げるIMS I」とあるのは、「別表第三号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第九号に掲げるIMS I」とする。

附則 (平成元年八月三日郵政省令第五一号)
 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

附則 (平成二年五月三〇日郵政省令第二八号)
 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三年四月一日以後である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第四については、報告期限が平成二年十月一日以後である報告書から適用する。

附則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)
 この省令は、公布の日から施行する。

1 電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則(以

下「関係省令」という。)に規定する書類の様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則 (平成七年三月三〇日郵政省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成七年四月一日以後である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第1の1の第1表から第5表までの規定中公衆電話及び簡易型携帯電話に係る部分並びに様式第2の規定中簡易型携帯電話に係る部分については、報告期限が平成八年四月一日以後である報告から適用する。

附 則 (平成七年二月四日郵政省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成八年四月一日以降である報告書から適用する。

附 則 (平成一〇年四月三〇日郵政省令第四一四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第六及び様式第七については、報告期限が平成十一年一月一日以後である報告から適用する。

2 第二種電気通信事業者で特別の事情のあるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の定める様式によらないで報告書を提出することができる。

附 則 (平成一〇年二月二五日郵政省令第一一四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二一日郵政省令第五二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年八月二四日総務省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二九日総務省令第一四九号)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十二号)の施行の日(平成十三年十一月三十日)から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

(経過措置)

2 前項の場合において、同項の規定により書面等を提出しなければならない電気通信事業者が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた合併後に存続した法人又は当該合併により設立された法人である場合は、当該合併により消滅した法人(当該消滅した法人がその間にされた他の合併後に存続した法人又は当該他の合併により設立された法人である場合は、当該他の合併により消滅した法人を含む。)に関する同項の規定による書面等をあわせて提出しなければならない。

附 則 (平成一四年一〇月一七日総務省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二二日総務省令第四四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成一二年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成一二年一月二二日総務省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年一月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七條の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電

7 電 気 通 信 事 業 報 告 規 則 の 一 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置 (以下この条において「新報告規則」という。)の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。ただし、新報告規則第三條第一項については、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

附 則 (平成一七年二月二四日総務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日総務省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月六日総務省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二四日総務省令第三三三号) 抄

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二四日総務省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成一八年三月二〇日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十九年四月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成一九年一月二二日総務省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成一九年三月二〇日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則 (平成二〇年四月二八日総務省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十七号）の施行の日から起算して三月を経過する日まで」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

附則（平成二十三年四月二七日総務省令第四二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二十四年七月二二日総務省令第六九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以後である報告から適用する。

7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。

附則（平成二十四年七月二七日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十四年十月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二十四年二月二二日総務省令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月二七日総務省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以降である報告から適用する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

5 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスを提供している者（附則第三項に規定する者を除く。）又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供している者（附則第四項に規定する者を除く。）は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附則（平成二五年九月一〇日総務省令第八七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年十月一日以降である報告から適用する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附則（平成二六年一月二五日総務省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月一九日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二六年四月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二七年三月六日総務省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。

附則（平成二七年三月二五日総務省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第二条の二及び第十条の規定については、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二七年三月三〇日総務省令第三〇号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行し、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二七年一〇月一日総務省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二八年三月二二日総務省令第二三三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二八年四月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二八年三月二八日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二八年四月一日以降である報告から適用する。

附則（平成二八年三月二九日総務省令第三〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。
（経過措置）

21 第五条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

22 その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度（電気通信事業報告規則第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。）及び前々報告年度に係る同令第三条第二項の規定による書面等を施行日から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

23 附則第二十一項の規定にかかわらず、その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度に係る新報告規則第四条の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二十八年五月一九日総務省令第五七号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附 則（平成二十八年五月二五日総務省令第五九号）

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年十月一日（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の六第一項の規定については、平成二十八年六月一日）以降である報告から適用する。

2 報告期限が平成二十八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二十八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。

3 報告期限が平成二十九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二十三の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第五十九号）附則様式」とする。

様式

様式
第1表

書面解除に関する契約状況等報告	
年 月 日	
サービスの別表種別	（別表の号番号を記載すること。複数の別表種別を一括して提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）
事業者名	（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第97号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。以下同じ。）
法人番号	
電話番号	
電子メールアドレス	
書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表種別に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足る事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告	
年 月 日	
サービス別表種別	
事業者名	
法人番号	

電話番号 電子メールアドレス	
確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則（平成二八年二月九日総務省令第九四号）抄

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二八日総務省令第六八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

7 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

附 則（平成二九年一〇月一九日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一九日総務省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる様式は、報告期限が当該各号に掲げる日以降である報告から適用する。

一 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）様式第三、様式第八、様式第八の二、様式第八の三、様式第十三、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第二十三の十一、平成三十年四月一日

二 新報告規則様式第二十の二及び様式第二十の三、平成三十年七月一日

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成三〇年六月二八日総務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成三一年三月八日総務省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日（附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条

2 前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がこの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であつて第二条新施行規則第二十四条から第二十四条の四までの規定及び第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第三条の二の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定める機能とみなす。

附 則（平成三一年三月二六日総務省令第二三三号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一四日総務省令第五号）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八条の規定は、報告期限が令和二年四月一日（様式第二十八号第三表については、令和三年四月一日）以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二七日総務省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が令和元年七月一日以降である報告から適用する。ただし、新報告規則様式第三十号は、報告期限が同年十月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現に電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供している電気通信事業者は、平成三十一年三月末の中古の移動端末設備の代替機等での利用台数及び在庫台数について、令和二年六月末までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

附則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月六日総務省令第三九号）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

附則（令和元年九月一三日総務省令第四三三号）

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。

附則（令和元年九月二七日総務省令第四五号）

抄

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

附則（令和元年二月二五日総務省令第六九号）

抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第十条及び様式第三十号の規定は、報告期限が令和二年一月一日以降である報告から適用する。

附則（令和二年一月二七日総務省令第三三三号）

抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービス又は同項第十四号の三に規定する地域BWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四号による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附則（令和二年九月二九日総務省令第九三三号）

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日総務省令第二二二二号）

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月一五五五日総務省令第二〇〇号）

この省令は、令和三年四月一日から施行し、報告期限が令和四年四月一日以降である報告から適用する。

附則（令和三年三月一五五五日総務省令第二二二二号）

抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附則（令和三年三月一九日総務省令第二三三三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。
附則（令和四年二月二八日総務省令第七七号）

抄

（施行期日）
1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月三〇日総務省令第四三三三号）

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年九月八日総務省令第六六一号）

この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。

附則（令和五年一月一六日総務省令第二二二二号）

抄

（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業者（次項において「第三号事業者」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第二二二二号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信業務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分」と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信業務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業者を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信業務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

附則（令和五年二月二二日総務省令第九九号）

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年四月二七日総務省令第四二二二号）

抄

（施行期日）
1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

（経過措置）

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

ならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。

附 則（令和五年五月二十九日総務省令第四六号）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則（令和五年六月二日総務省令第五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十二、様式十三、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和五年二月二六日総務省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和六年五月二十九日総務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役務
- 四 仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの
- 五 F T T H アクセスサービス
- 六 C A T V アクセスサービス
- 七 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス
- 八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの
- 九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務
- 十 D S L アクセスサービス
- 十一 P H S 端末サービスの役務
- 十二 公衆無線LANアクセスサービス
- 十三 F W A アクセスサービス
- 十四 I P 電話サービス
- 十五 第一号から第四号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの
- 十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務

十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役務（次号に掲げる役務を除く。以下この号において同じ。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。））及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（無線利用者設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）

四 P H S 端末サービス P H S の役務及び P H S 端末からのインターネット接続サービス（無線端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した P H S 端末と接続されるものに限る。））及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

五 D S L アクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 F T T H アクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

七 C A T V アクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。））及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

八 公衆無線LANアクセスサービス 無線端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末サービス、無線インターネット専用サービス及び P H S 端末サービスの役務を除く。）

九 F W A アクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される無線設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

十 I P 電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

様式第1(第2条第1項関係)
第1表

電気通信役務契約等状況報告 契約数				
				年 月 日現在
サービスの種類 加入電話及び総合デジタル通信サービス				
事業者名				
サービスの種類及びインターフェースの種類	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。
 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種類ごとに記載すること。
 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。
 4 記載する「サービスの種類及びインターフェースの種類」の数に応じ、項を適宜増減すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数				
				年3月31日現在
サービスの種類				
(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種類)				
事業者名				
都道府県	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	

合 計				
参考事項				

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに別業とすること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。
- 4 番号ポータビリティ機能(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格X04011に規定する都道府県コード(以下「都道府県コード」という。)の番号の順序によること。
- 7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2(第2条第1項関係)

様式第2(第2条第1項関係)
第1表

電気通信役務契約等状況報告															年3月31日現在					
都道府県別設置台数																				
サービスの種類															事業者名					
区 分																				
都 道 府 県	第一種公衆電話機													第一種公衆電話機 以外	合 計					
	駅等及びその周辺			公共施設及びその周辺			医療施設及びその周辺			教育機関及びその周辺			商業施設及びその周辺			その他		合計		
	屋 内	屋 外		屋 内	屋 外		屋 内	屋 外		屋 内	屋 外		屋 内			屋 外			屋 内	屋 外
合 計																				

- 注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別業とすること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 4 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 5 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 6 「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

- 7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」又は「商業施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 9 「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。)について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別回線数						
						年3月31日現在
サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務						
事業者名						
都道府県	区 分					
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合計						

注1 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 避難所とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。

4 帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。

5 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数		年 月 日現在
サービスの種類		事業者名
都 道 府 県	契 約 数	
合 計		
参 考 事 項		

- 注1 携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、セルラーLPWA(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)を使用する携帯電話及びPHSごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に別業とする。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。
- 5 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注4中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているものとびそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 一の契約を一のSIMカードにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

- 8 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 9 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び三・九一四世代移動通信システム以外を使用する携帯電話(第五世代移動通信システムを使用するものを除く。)を一の契約で提供している場合には、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 10 第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システム以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 11 セルラーLPWAを使用する携帯電話及びセルラーLPWA以外を使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、セルラーLPWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項に当該契約に係るものの契約数を記載すること。この場合において、通信モジュール向けに提供しているサービスがあるときは、セルラーLPWAを使用する携帯電話の報告の「参考事項」の項にその契約数を併せて記載すること。
- 12 データ伝送役務が提供されていないものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 13 注5から注12までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 14 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 15 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等			
サービスの種類		年 月 日現在	
1 契約数等		事業者名	
報告事項		契約数等	
契約数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
契約数が3万以上であるMVNO			
事業者数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載することとし、携帯電話、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)及びPHSごとに別乗とすること。

2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

3 「契約数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

4 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。

5 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者(以下「MNO」という。)に対

して携帯電話サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること。

6 「事業者数」の項には、自ら提供する携帯電話又はPHSに係るMVNOの合計数を記載すること。

7 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。

8 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOに対して携帯電話サービスを提供している場合には、当該MNOの数を記載すること。

9 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者が当該携帯電話サービスの提供の用に供する即電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10 注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15号に規定する法人番号をいう。以下同じ。)がない場合にあつては、住所を記載すること。

12 記載する事業者数の数に応じ、項を適宜追加すること。

13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4 (第2条第1項関係) (平25総審令9・令改、令元総審令19・一部改正)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別優先電話契約数			
年 3月31日現在			
サービスの種類 優先電話		事業者名	
都道府県	サービスの種別		
合 計			

- 注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP電話、携帯電話又はPHSをいう。以下同じ。）について、サービスの種別ごとに記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 記載する都道府県及びサービスの種別の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別機関別優先電話契約数			
年 3月31日現在			
サービスの種類 優先電話		事業者名	
都道府県	機 関		合 計
合 計			

- 注1 優先電話について、電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関ごとに記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 記載する都道府県及び機関の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5 (第2条第1項関係) (平成26年令9・26改、令元総省令5・令元総省令19・一部改正)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 利用数			
年 月 日現在			
サービスの種類 I P 電話			
事業者名			
端末系伝送路 設備の種別	電気通信番号の種別		合 計
	0 A B ~ J 番号	050番号	
合 計			
参考事項			

- 注1 I P 電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
- 3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に欄を設け記載すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
- 5 端末系伝送路設備の種別が把握できない場合には、「その他」の項を追加し、同項にこれを記載すること。
- 6 0 A B ~ J 番号を用いているものうち、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項にこれを記載すること。
- 7 注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別利用数	
年 3 月 31 日現在	
サービスの種類 I P 電話 (0 A B ~ J 番号に限る。)	
事業者名	
都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注1 I P 電話 (電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号に限る。)のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
- 3 番号ポータビリティ機能を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能の利用数を記載すること。
- 4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 6 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5の2（第2条第1項関係）（平3総審令23・通則）

電気通信役務契約等状況報告 利用数	
年 月 日現在	
サービスの種類	ワイヤレス固定電話
事業者名	
都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注1 ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6（第2条第1項関係）（平28総審令9・改訂、平28総審令23・令元総審令19の一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 回線数	
年 3月31日現在	
サービスの種類	衛星移動通信サービス
事業者名	
無線設備の規格の種別	回 線 数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7 (第2条第1項関係) (平28総省令9・令改、平27総省令22・平30総省令38・令元総省令19・一部改正)

電気通信役務契約等状況報告 プラン別契約数等		
年 月 日現在		
サービスの種類	インターネット接続サービス	
	事業者名	
プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制		
定額制		
企業向け		
その他		
合計		
参考事項		

- 注1 インターネット接続サービスの契約を締結した者の数を記載すること。
- 2 従量制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金のものをいう。
- 3 定額制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、定額制料金のものをいう。
- 4 企業向けとは、専用役務、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直接その利用者の専用に関する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。
- 5 「その他」の項は、従量制、定額制又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考事項」の項にそのサービスの概要を記載すること。

事項」の項にそのサービスの概要を記載すること。

- 6 継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は記載しないこと。
- 7 例えば一の定額制の契約により従量制のサービスの利用が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。
- 8 従量制及び定額制に係るFTTHアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスの契約数等を「参考事項」の項にFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者別に記載すること。
- 9 注5及び注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8 (第2条第1項関係) (平28総省令23・全改、平30総省令9・平30総省令38・令元総省令19・一部改正)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別形態別最大速度別契約数						
年 月 日現在						
サービスの種別						
事業者名						
形態	区分				合計	
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの			
最大速度		小計		小計	IRU	
都道府県						
合計						
参考事項						

注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限り。以下この様式において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めることとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。

- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限り。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。
- 4 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。
- 5 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 6 地方公共団体からIRU (Indefeasible Right of User : 破棄し得ない使用権) により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。）。
- 7 注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等				
サービスの種類 <u>FTTHアクセスサービス</u>				年 月 日現在
事業者名				
1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計				
都道府県	態様	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
	合計			
参考事項				
2 卸先事業者の名称及び法人番号				
事業者名		法人番号		
参考事項				
3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等				
事業者名	法人番号	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
	合計			
参考事項				

- 注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合に記載すること。
- 注2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気

通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

- 3 「1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本産業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 6 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 7 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8の2（第2条第1項関係）（平成28年電令23・追加、平成30年電令9・平成30年電令58・令元電令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 契約数等			
年 月 日現在			
サービスの種類 F T T Hアクセスサービス			
事業者名			
法人番号			
1 卸元事業者別の卸契約数等			
卸元事業者名	法人番号	卸契約数	最終利用者との契約数
			共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
			共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
合計			
参考事項			
2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数			
再卸先事業者名	法人番号	再卸契約数	
合計			
参考事項			

- 注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。
再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

なお、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

- 3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
4 記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。
5 「2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸先事業者名を記載すること。
6 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8の3（第2条第1項関係）（平28総省令23・追加、平30総省令9・平30総省令38・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 卸元事業者名等			
サービスの種類		F T T Hアクセスサービス	
事業者名		事業者名	
法人番号		法人番号	
卸元事業者名	卸元事業者の法人番号	再卸先事業者名	再卸先事業者の法人番号
参考事項			

- 注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。
再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 卸元事業者ごとに再卸先事業者の名称を記載すること。
- 3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 4 記載する卸元事業者及び再卸先事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第9（第2条第1項関係）（平17総省令140・令改、平19総省令120・旧様式第8様下、平30総省令54・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別最大速度別契約数					
サービスの種類		事業者名			
最大速度					合 計
都道府県					
合 計					
参考事項					

- 注1 D S Lアクセスサービス及びC A T Vアクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第10(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告					
都道府県別最大速度別契約数					
年 月 日現在					
サービスの種類 FWAアクセスサービス					
事業者名					
最大速度					合 計
都道府県					()
					()
					()
					()
合 計					()
参考事項					

- 注1 括弧内には、無線設備規則第49条の28又は第49条の29で定める条件に適合する無線設備を用いて提供される電気通信役務の契約数を再掲すること。
- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。
- 4 注3に定めるもののほか、注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第10の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告			
契約数			
年 月 日現在			
サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス			
事業者名			
区分			合計
契約数(専用型)	契約数(共用型)		
参考事項			

- 注1 契約数(専用型)は、電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号に規定するデータ伝送役務の契約数を記載すること。契約数(共用型)は、同号で規定されるデータ伝送役務以外のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数を記載すること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 一の契約で複数のシステムを利用する場合は、一の契約数として報告すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、即電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 5 他の電気通信事業者に対し、即電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項に当該事業者名、法人番号及び契約数をそれぞれ記載すること(「契約数(専用型)」に係るものに限る。)
- 6 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第11(第2条第1項関係)(平28総省令87・令改、平28総省令23・令元総省令19・一部改正)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	携帯電話・PHSアクセスサービス
事業者名	
契 約 数	
提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
参考事項	

- 注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 4 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	三・九一四世代移動通信アクセスサービス(再掲)
事業者名	
契 約 数	
提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
参考事項	

- 注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 4 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスを一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、セルラーLPWAを使用する携帯電話及びセルラーLPWA以外を使用する携帯電話ごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に、その契約数を記載すること。
- 6 三・九一四世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契 約 数	
年 月 日現在	
サービスの種類	第五世代移動通信アクセスサービス(再掲)
事業者名	
契約数	
提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの	
参 考 事 項	

- 注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、第五世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システム以外を使用する携帯電話ごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に、その契約数を記載すること。
- 5 第五世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12の3(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	ローカル5Gサービス
事業者名	
法人番号	
都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約者は含めないものとする。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 6 音声伝送役務のみを提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 7 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 8 定期料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 9 ローカル5G通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

- 10 注4から注9までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 11 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 12 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
サービスの種類		ローカル5Gサービス	
		事業者名 法人番号	
1 契約数等			
報告事項		契約数等	
契約数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
契約数が3万以上であるMVNO			
事業者数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

- 注1 自ら提供するローカル5Gサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること。
- 2 「契約数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は含めないものとするともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数	
サービスの種類 全国IPアクセスサービス	年 月 日現在 事業者名 法人番号
都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 広帯域移動無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等			
サービスの種類 全国BWAアクセスサービス		年 月 日現在	
		事業者名 法人番号	
1 契約数等			
報告事項		契約数等	
契約数	接続に係るMVNO		
	MVNOであるMVNO		
	契約数が3万以上であるMVNO		
事業者数	接続に係るMVNO		
	MVNOであるMVNO		
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

- 注1 自ら提供する全国BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること。
- 2 「契約数」の項には、自ら提供する全国BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は含めないものとする。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する全国BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。

- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない全国BWAアクセスサービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者が当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。
- 9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 11 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13の2(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数			
			年 月 日現在
サービスの種類 地域BWAアクセスサービス		事業者名 法人番号	
都	道	府	県
合	計	契 約 数	
参	考	事 項	

- 注1 契約数には、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約者は含めないものとする。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

- 8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等			
			年 月 日現在
サービスの種類 地域BWAアクセスサービス		事業者名 法人番号	
1 契約数等			
報告事項		契約数等	
契 約 数		接 続 に 係 る M V N O	
		M N O で あ る M V N O	
		契 約 数 が 3 万 以 上 で あ る M V N O	
事 業 者 数		接 続 に 係 る M V N O	
		M N O で あ る M V N O	
		参 考 事 項	
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契 約 数 が 3 万 以 上 で あ る M V N O		契 約 数 が 3 万 未 満 で あ る M V N O	
事 業 者 名	法 人 番 号	事 業 者 名	法 人 番 号

注1 自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること。

- 2 「契約数」の項には、自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。
また、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は含めないものとする。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13の3(第2条第1項関係) (令2部令第3・追加)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数				
				年 月 日現在
サービスの種類		事業者名 法人番号		
自営等BWAアクセスサービス				
都	道	府	県	契約数
合 計				
参 考 事 項				

- 注1 契約数には、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は含めないものとする。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。
- 6 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の

項に当該契約数を記載すること。

- 8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信従務契約等状況報告 契約数等			
		年 月 日現在	
サービスの種別 自営等 BWAアクセスサービス			
		事業者名 法人番号	
1 契約数等			
報告事項		契約数等	
契約数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
契約数が3万以上であるMVNO			
事業者数			
接続に係るMVNO			
MVNOであるMVNO			
参考事項			
2 MVNOの事業者名及び法人番号			
契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1 自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

- 2 「契約数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有せず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MVNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MVNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者数の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第14（第2条第1項関係）（平20総省令16・全改、平30総省令38・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 契約数、基地局数	
年 月 日現在	
サービスの種類	公衆無線LANアクセスサービス
事業者名	
契 約 数	
基 地 局 数	
参 考 事 項	

- 注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。
- 2 基地局数には、自ら設置した公衆無線LANアクセスサービスに係る基地局数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に提供している基地局数を記載すること。
- 4 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に提供を受けている基地局数を記載すること。
- 5 注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15（第2条第1項関係）（平17総省令140・全改、平18総省令139・旧様式第11様下、平20総省令64・旧様式第12様下、平21総省令110・旧様式第14様下、令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 端末回線数	
年 月 日現在	
サービスの種類	
事業者名	
国内端末回線数	国際端末回線数
参 考 事 項	

- 注1 I P-V P Nサービス及び広域イーサネットサービスごとに別業とすること。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15の2(第2条第1項関係) (平30総審令9・注加、中元総審令18・令元総審令19・一部改正)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等	
年 月 日現在	
サービスの種類	アンライセンSLPWAサービス
事業者名	
報告事項	契約数等
契約数	
回線数	
基地局数	
参考事項	

- 注1 「基地局数」の項には、自ら設置した電気通信設備を用いる基地局の数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した当該基地局を提供している場合は、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供している基地局の数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続によりアンライセンSLPWAサービスに係る基地局の提供を受けている場合には、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局の数を記載すること。
- 4 注2及び注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15の3(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等							
年 月 日現在							
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス				事業者名 法人番号			
1 仮想移動電気通信サービスの契約数等							
種別	提供元事業者名	提供元事業者の法人番号	区分				合計
			再卸	SIMカード型	通信モジュール	単純再販 その他	
携帯電話に係るもの							
PHSに係るもの							
ローカル5Gサービスに係るもの							
BWAアクセササービスに係るもの							
参考事項							
2 MVNOの事業者名及び法人番号							
契約数が3万以上であるMVNO				契約数が3万未満であるMVNO			
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号				

- 注1 「提供元事業者名」の欄には、種別の欄に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
- 3 「区分」の欄には、種別の欄及び提供元事業者名の欄ごとの契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 4 区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、その契約数を記載すること。

- 5 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含み、通信モジュール向けに提供している場合を除く。)には、その契約数を記載すること(自ら最終利用者に提供しているものに限る。)
- 6 区分のうち、「単純再販」の欄については、MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること(自ら最終利用者に提供しているものに限る。)
- 7 区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。
- 8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者にあつては、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない仮想移動電気通信サービスを最終利用者に対し提供しているときは、「参考事項」の項に契約数の合計数及び卸元事業者名を記載すること。
- 9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 記載する提供元事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 「2 MNOの事業者名及び法人番号」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMNOの名称及び法人番号を記載すること。また、記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15の3の2(第2条第1項関係) (平26総務令23・追加、平30総務令9・旧様式第15の3の2様下・一部改正、令元総務令19・一部改正)

電気通信役務契約等状況報告 事業者名及び法人番号	
年3月31日現在	
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス	
事業者名 法人番号	
事業者名	法人番号
参考事項	

- 注1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 法人番号がない場合に於ては、住所を記載すること。
- 3 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15の6(第2条第3項及び第4項関係)

電気通信役務契約等状況報告 利用者の数の平均		年4月1日から 年3月31日まで
事業者名		
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合		
サービスの種類	(サービスの種類)	
利用者の数の平均の区分		
900万未満		<input type="checkbox"/>
900万以上1,000万未満		<input type="checkbox"/>
1,000万以上		<input type="checkbox"/>
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合		
サービスの種類	(サービスの種類)	
利用者の数の平均の区分		
450万未満		<input type="checkbox"/>
450万以上500万未満		<input type="checkbox"/>
500万以上		<input type="checkbox"/>

- 注1 該当する□にレ印を付けること。
- 2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合には、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。
- 3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実施に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16(第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告 収入、通信回数、通信量						年4月1日から 年3月31日まで		
事業者名								
発	信	着	信	取	入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合		計						

- 注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 IP電話については、国内電気通信役務であるものについて記載すること。
- 3 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターネットフェースの種類及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、IP電話、公衆電話、携帯電話及びPHS(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。
- 4 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 IP電話については、「収入」の欄は記載しないこと。
- 7 通信量については、時間によって記載すること。
- 8 「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 9 「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

- 10 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 11 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 通信量区分別通信回数										
年4月 1日から 年3月31日まで										
事業者名										
発信	通信量区分									
	着信									合計

- 注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSの別(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)に記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数を区別できない場合は合計した値を記載すること。
- 3 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別業とすること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 通信量の区分は、最初3分まで10秒ごと、3分から6分まで30秒ごと、6分から10分まで1分ごと、10分を超える場合は10分超過分の累計とすること。
- 7 通信回数は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 8 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 9 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3表

		電気通信役務通信量等状況報告 時間別通信回数、通信量																								
		年4月 1日から 年3月31日まで																								
通信回数・通信量の別		事業者名																								
発信 着信	時間帯	0 1	1 2	2 3	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8 9	9 10	10 11	11 12	12 13	13 14	14 15	15 16	16 17	17 18	18 19	19 20	20 21	21 22	22 23	23 24	合 計
		合計																								

- 注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種類及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSの別(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)に記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。
- 3 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 通信回数及び通信量のそれぞれについて別業に記載すること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 通信量については、時間によつて記載すること。
- 7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 8 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 9 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第4表

		電気通信役務通信量等状況報告 都道府県別通信回数、通信量	
		年4月 1日から 年3月31日まで	
サービスの種類(細区分)		事業者名	
通信回数・通信量の別		都道府県	発信
	合計		

- 注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種類及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に別業とすること。なお、「発信」の欄は、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。
- 4 通信回数及び通信量のそれぞれについて別業に記載すること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 通信量については、時間によつて記載すること。
- 7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 8 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

様式第17(第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告 品目別距離段階別回線数					年3月31日現在
サービスの種類(細区分)					
伝送方式の種類					
					事業者名
距離段階	品目				合計
合計					

- 注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 2 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別業とすること。
 3 専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの(以下「映像伝送専用」という。)及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの(以下「衛星通信専用」という。)については、契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに、契約数の合計を報告すること。
 4 品目及び距離段階は、契約約款等に定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。
 5 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 6 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 7 「距離段階」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県間別回線数						年3月31日現在
サービスの種類(細区分)						
伝送方式の種類						
品目						事業者名
都道府県	都道府県					合計

- 注1 専用役務(映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。)について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 9 「取扱対地」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第19(第2条第8項関係)

電気通信役務通信量等状況報告 取扱対地別通信回数、通信量									
サービスの種類 <u>国際電話等</u> (自動通話・非自動通話の別)								年 月 分	
								事業者名	
取扱対地	相手方電気 通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
	小計								
	小計								
合	計								

- 注1 各四半期の月ごとの状況を記載すること。
- 2 国際電話及び国際総合デジタル通信サービス(通話モードに限る。)について記載すること。
- 3 自動通話及び非自動通話の区別がある場合には、その区別ごとに別業とすること。
- 4 取扱対地については、全対地を記載すること。
- 5 月の途中において他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 6 月の途中において他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 7 「取扱対地」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20(第2条第8項関係)

電気通信業務通信量等状況報告 取扱対地別品目別回線数					
サービスの種類(細区分)					年3月31日現在
					事業者名
取扱対地	品目				合計
その他					
合計					

- 注1 専用役務(国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディールング情報伝送サービス及び国際テレビ会議サービスを除く。)について記載すること。
- 2 契約約款等において定めるサービスの細区分ごとに別業とすること。
- 3 品目は、契約約款等において定める区分によること。
- 4 取扱対地については、回線数の合計の多い順に50対地まで記載し、それ以外の取扱対地については、その他として一括して記載すること。
- 5 「取扱対地」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の2(第2条の2第1項関係) (平成17総務省令第22・第30、平成26総務省令第23・平成30総務省令第18・令和総務省令第19・令和総務省令第20一部改正)

第1表

一契約当たりの通信量等報告	
年 月 分	
サービスの種類	事業者名
一契約当たりの一月に利用された通信量 (GB)	件数
0～1未満	
1～2未満	
2～3未満	
3～4未満	
4～5未満	
5～8未満	
8～10未満	
10～20未満	
20～30未満	
30～50未満	
50～100未満	
100以上	
合計	
参考事項	

- 注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除

く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

- 4 段階型定額制(二を超える数の定額制料金があらかじめ定められており、一契約当たりの一月に利用された通信量に応じた定額制料金が適用される料金プランをいう。以下同じ。)の契約に係る通信量ごとの契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項に段階型定額制に係る回線数の合計数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

一契約当たりの通信量等報告	
年 月 分	
サービスの種類	
事業者名	
一契約当たりの一月に利用された通信量(G B)	件数
0～1未満	
1～2未満	
2～3未満	
3～4未満	
4～5未満	
5～8未満	
8～10未満	
10～20未満	
20～30未満	
30～50未満	
50～100未満	
100以上	
合計	
参考事項	

- 注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別表とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
 - 3 「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制(特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限(以下この

表及び様式第20の3において「通信容量」という。)を、他の回線(自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。)が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。)の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線(以下「共有回線」という。)が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

- 4 段階型定額制の回線及び当該回線との共有回線(自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。)の契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項にその合計数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の3(第2条の2第2項関係)(平成18年4月22日追加、平成26年4月23日平成26年4月9日・平成26年4月18日・平成26年4月19日一部改正)

料金に関する契約状況報告	
年 月 日現在	
サービスの種別	
事業者名	
	契約数
プラン	
従量制	
定額制	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
上限なし	
段階型定額制	
通信容量共有制	
参考事項	

- 注1 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 3 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスに係る料金プランについて、従量制、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制の別並びに定額制の通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。

- 4 「契約数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの契約数について、プランの区分ごとに記載すること。
- 5 契約数のうち、共有回線に係るものについては、一の共有回線の通信容量の区分ごとにその合計数を記載すること。また、共有回線に係る契約数のうち、自らは利用可能な通信容量を有しない回線に係るものについては、「通信容量共有制」の区分にその合計数を記載すること。
- 6 段階型定額制に係る契約数は、「段階型定額制」以外の料金区分の契約数には含めないこと。
- 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の4（第2条の3関係）（令和4年4月3日追加）

移動電気通信役務に係る契約等の状況報告	
年 月 日現在	
事業者名	
1 契約数	
携帯電話及びBWAアクセスサービス	
自ら最終利用者に提供するもの	
法人に対して契約約款によらないで提供するもの	
特定地点以外での利用を制限して提供するもの	
モジュール向けのもの	
卸電気通信役務	
MNOであるMVNOに対するもの	
移動電気通信役務の契約数	
参 考 事 項	
2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号	
名称	法人番号

- 注1 一の契約で複数の電気通信回線を保有する契約形態の場合は、当該電気通信回線の数を契約数として報告すること。
- 2 無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の電気通信回線を一の契約数として報告すること。
- 3 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、契約期間の定めがないもの及び契約期間を1月以上としているものを記載すること。この場合には、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約数を再掲すること。
- 4 「法人に対して契約約款によらないで提供するもの」の項には、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての

別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務に係る契約数を記載すること。

- 5 「特定地点以外での利用を制限して提供するもの」の項には、電気通信事業者が電気通信設備を制備することにより、特定地点以外での利用を制限して提供する電気通信役務に係る契約数を記載すること。
- 6 「モジュール向けのもの」の項には、特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であつて、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供するものに係る契約数を記載すること。
- 7 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者に対して固定電気通信役務を提供している場合には、「MNOであるMVNOに対するもの」の項にその契約数の合計数を記載すること。
- 8 「移動電気通信役務の契約数」の項には、「携帯電話及びBWAアクセスサービス」の数から「法人に対して契約約款によらないで提供するもの」、「特定地点以外での利用を制限して提供するもの」及び「モジュール向けのもの」並びに「固定電気通信役務」の数を除いた値を記載すること。
- 9 一の契約で「1 契約数」に掲げる複数の項目に該当する契約がある場合には、「参考事項」の項に当該複数の項目別に当該契約数を記載すること。
- 10 注3及び注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 11 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号」において、特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合は、住所を記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の5（第2条の4関係）（令和4年4月追加）

移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況報告			
年度第 四半期			
事業者名			
区分	月	月	月
新規契約数	()	()	()
番号ポータビリティによるもの	()	()	()
契約更新数	()	()	()
契約解除数	()	()	()
番号ポータビリティによるもの	()	()	()
契約の合計数	()	()	()
参考事項			

- 注1 基地局を設置して移動電気通信役務を提供している電気通信事業者が仮想移動電気通信サービス（移動電気通信役務であるものに限る。）を提供している場合には、基地局を設置して提供している移動電気通信役務（基地局を設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供している移動電気通信役務に係るものごとに別業とすること。
- 2 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、契約期間の定めがないもの及び契約期間を1月以上としているものを記載すること。この場合には、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約約款等を再掲すること。
 - 3 一の契約で複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に契約数を記載すること。
 - 4 「新規契約数」の項には、報告対象期間中に新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結した数の合計数を月別に記載すること。
 - 5 「契約更新数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約であつて期間の定めのあるものを更新した数の合計数を月別に記載すること。
 - 6 「契約解除数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関

- する契約の解除が行われた数の合計数を月別に記載すること。
- 7 「契約の合計数」の項には、報告対象期間の各月の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数を月別に記載すること。
- 8 括弧内には、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものを記載すること。この場合において、「参考事項」の項に当該料金その他の提供条件の名称等を記載すること。
- 9 注2及び注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の6（第2条の5関係）（令和4年4月追加）

移動電気通信役務に係る収入状況報告			
年度第 四半期			
事業者名			
区分	月	月	月
移動電気通信役務に係る収入	()	()	()
音声伝送役務に係る収入	()	()	()
データ伝送役務に係る収入	()	()	()
参考事項			

- 注1 基地局を設置して移動電気通信役務を提供している電気通信事業者が仮想移動電気通信サービス（移動電気通信役務であるものに限る。）を提供している場合には、基地局を設置して提供している移動電気通信役務（基地局を設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供している移動電気通信役務に係るものごとに別業とすること。
- 2 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約に係る収入を再掲すること。
- 3 「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約により利用者から得た収入（移動電気通信役務に係る音声伝送又はデータ伝送に関するものに限る。割引を行った場合は割引後の額。）の合計額を月別に記載すること。
- 4 括弧内には、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものを記載すること。
- 5 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の7（第2条の6関係）（令元路電令43・追加）

違約金等の定めがある契約の提供状況報告						
			年度第 四半期			
事業者名						
1 契約数						
区分	契約数		参考事項			
	報告対象期間	報告対象期末				
違約金等の定めがある契約の総数	更新があるもの					
	更新がないもの					
違約金等の定めに係る期間が1年以下であるもの	更新があるもの					
	更新がないもの					
違約金等の定めに係る期間が1年を超え2年以下であるもの	更新があるもの					
	更新がないもの					
2 違約金等						
月	発生件数			発生額		
	契約解除	契約変更	その他			
参考事項						
3 特定経済的利益						
月	提供件数	提供額	剥奪件数			剥奪額
			契約解除	契約変更	その他	
参考事項						

- 注1 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の契約数等を再掲すること。
- 2 「報告対象期間」の欄には、報告対象期間中に新たに約し、又は約させた移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。
- 3 「報告対象期末」の欄には、報告対象期間の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。
- 4 「2 違約金等」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより違約金等が発生した件数についてそれぞれ月別に記載すること。
- 5 「3 特定経済的利益」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより特定経済的利益が剥奪された件数についてそれぞれ月別に記載すること。
- 6 「剥奪件数」及び「剥奪額」の欄には、報告対象期間中に利用者が特定経済的利益を受けることができないこととなった件数及び当該特定経済的利益の合計額についてそれぞれ月別に記載すること。
- 7 注1に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の8(第2条の7関係)

継続利用割引等の提供状況報告		
		年度第 四半期
		事業者名 法人番号
月	提供件数	提供額
参考事項		

- 注1 契約約款(卸契約約款を除く。)により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の契約数等を再掲すること。
- 2 「提供件数」及び「提供額」の欄には、継続利用割引等の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。
- 3 特定経済的利益に該当する経済的利益については、件数及び額に計上しないこと。
- 4 注1に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第21(第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告						
都道府県別種類別回線数						
						年3月31日現在
						事業者名
都道府県	種類	有 線				無 線
		二 線 式	同 軸	光 信 号 伝 送 用	そ の 他	
合 計						

- 注1 固定端末系伝送路設備であつて自ら設置しているものについて記載すること。
- 2 回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度等にかかわらず、一の回線につき一として記載すること。
- 3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第22(第3条第2項関係) (平16総省令44・追加、平18総省令139・旧様式第18様下、平20総省令94・旧様式第18様下、平21総省令110・旧様式第21様下、平23総省令9・令元総省令19・一部改正)

特定移動端末設備状況報告	
都道府県別特定移動端末設備数	
年 月 日現在	
事業者名	
都 道 府 県	特定移動端末設備数
合 計	

- 注1 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 2 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第22の2(第3条の2関係) (平21総省令15・追加、令元総省令19・一部改正)
第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する
計画に係る意見提出状況に関する報告

事業者名	
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
電話番号	
電子メールアドレス	
1 意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項	
2 既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別	
3 意見受付期間(意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。)	
4 意見受付期間内に提出された意見の数	
5 意見受付期間内に意見提出がなかった場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日(短縮予定日以降の日に限る。)に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込日	
6 意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方	

- 注1 「意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項」については、意見を受け付けた届出計画に係る電気通信事業法施行規則様式第18の届出書に記載した届出年月日その他当該届出計画を特定するに足りる事項を記載すること。
- 2 「意見受付開始日」は意見受付期間の起算日、「意見受付終了日」は意見受付期間の満了日をいう。
- 3 「意見受付期間内に提出された意見の数」については、意見受付期間内に意見を提出した者の数を記載すること。
- 4 「意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方」については、この様式への記載に代えて、記載すべき内容を添付することができる。また、意見受付期間内に提出された意見とそれに対する考え方及び意見受付

期間内に提出された意見とその意見を提出した者の対応関係が分かるように記載すること。なお、記載内容中に非公開を希望する情報が含まれる場合はその旨及びその理由を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 (第 4 条関係) (字 28 総審令 50・全改、令 元移審令 19・一部改正)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる 電気通信役務の提供の業務に係る収益報告	
年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで	
事業者名	
(単位 円)	
電気通信事業営業収益	

注 1 報告年度中に他の電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

2 報告年度中に他の電気通信事業者に特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第23の2（第4条の2関係）（平28総省令30・追加、令元総省令19・一部改正）

第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者の 特定関係法人である電気通信事業者に係る報告		年 月 日から 年 月 日まで
		事業者名
特定関係法人である 電気通信事業者の名称		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の3（第4条の3関係）（平28総省令29・金融、平28総省令30・旧様式第23の3替下・一部改正、令元総省令19・令元総省令43・一部改正）

届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告				
年度第 四半期				
事業者名				
支出月	支払金支出額			
	販売奨励金支出額			
	新規契約に係るもの		端末販売に係るもの	
	番号ポータビリティによるもの			
参考事項				

- 注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載すること。
- 2 「支払金支出額」の欄に記載する金額は、届出媒介等業務受託者への支払金支出額について記載すること。
- 3 「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「支払金支出額」のうち、届出媒介等業務受託者による移動電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は移動端末設備の販売等に応じて支払う額について記載すること。
- 4 「新規契約に係るもの」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、移動電気通信役務の提供に関する契約を新たに締結することに応じて支払う額について記載すること。
- 5 「番号ポータビリティによるもの」の欄に記載する金額は、「新規契約に係るもの」のうち、番号ポータビリティによる場合に限って支払う額（番号ポータビリティによる場合に限って増額する場合には、当該額）について記載すること。
- 6 「端末販売に係るもの」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、対象設備の販売等に応じて支払う額について記載すること。
- 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の4(第4条の4関係) (令昭44第4号・追加)

移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告	
年度第 四半期	
事業者名	
支出月	支出額
参考事項	

- 注1 「支出額」の欄に記載する金額は、移動端末設備の製造事業者への支払金支出額(移動端末設備の対価として支払うものを除く。)について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨て得た金額を記入すること。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の5(第4条の5関係)

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告 (施行規則第22条の2の16第1項第2号等関係)						
年度第 四半期						
事業者名 法人番号						
1 対象設備の購入等を条件としたもの						
区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
経済的利益						
対象設備の購入等代金の割引						
参考事項						
2 新規契約を条件としたもの(対象設備の購入等を条件としたものを除く。)						
区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
経済的利益	()	()	()	()	()	()
参考事項						

- 注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨て得た金額を記入すること。実数の把握が困難な場合には、「件数」及び「額」の欄に合理的な方法により算出した数値を、「参考事項」の項にその算出方法の概要を記載すること。
- 2 本様式に記載する事項には、様式第23の6により報告を要する事項を含めない。
- 3 届出媒介等業務受託者においては、電気通信事業者又は他の届出媒介等業務受託者に約させられた利用者に対する経済的利益の提供の件数及び額は計上しないこと。
- 4 契約約款(卸契約約款を除く。)により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を、契約期間を定めて利用者へ提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の件数等を再掲すること。
- 5 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。
- 6 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の

項には、対象設備の購入等を行うことを条件とした利用者に対する対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

7 「新規契約を条件としたもの(対象設備の購入等を条件としたものを除く。)」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等に際するか否かにかかわらず、新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした経済的利益(対象設備の購入等代金の割引を除く。)の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

8 括弧内には、番号ポータビリティにより移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件として提供することを約し、又は約させたものについて記載すること。

9 注1及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の6(第4条の6関係)

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告 (施行規則第22条の2の16第1項第2号イからハまで関係)						
年度第 四半期						
事業者名 法人番号						
区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ						
参考事項						

注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。実数の把握が困難な場合には、「件数」及び「額」の欄に合理的な方法により算出した数値を、「参考事項」の項にその算出方法の概要を記載すること。

2 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

3 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

4 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

5 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロの規定の利益の提供を約し、

- 又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。
- 6 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。
- 7 注1に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の7（第4条の7関係）（令元移第443・追加）

移動端末設備の取扱状況等報告						
						年 月 日から 年 月 日まで
事業者名 _____						
1 入手及び売却状況						
区分	台数			額		
	月	月	月	月	月	月
入手状況						
スマートフォン						
フィーチャーフォン						
タブレット						
モバイルルータ						
売却状況						
スマートフォン	()	()	()	()	()	()
フィーチャーフォン	()	()	()	()	()	()
タブレット	()	()	()	()	()	()
モバイルルータ	()	()	()	()	()	()
参考事項						
2 在庫状況						
区分	台数					
	月	月	月			
在庫状況						
スマートフォン						
フィーチャーフォン						
タブレット						
モバイルルータ						
参考事項						

注1 新品の移動端末設備及び中古の移動端末設備ごとに別業とすること。

- 2 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載すること。実数の把握が困難な場合には、「台数」及び「額」の欄に合理的な方法により算出した数値を、「参考事項」の項にその算出方法の概要を記載すること。
- 3 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の件数等を再掲すること。
- 4 「入手状況」の項には、報告対象期間中に入手した移動端末設備の台数及び入手に要した費用をそれぞれ記載すること。
- 5 「売却状況」の項には、報告対象期間中に売却した移動端末設備の台数及び売却により得た収益についてそれぞれ記載すること。
- 6 括弧内には、自らが提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をする届出媒介等業務受託者に対して売却した移動端末設備に係るものを記載すること。
- 7 「在庫状況」の項には、報告対象期間の末日において在庫として保有している移動端末設備の台数を記載すること。
- 8 注2及び注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の8（第4条の8関係）（令元総省令18・通知、令元総省令19・一部改正、令元総省令43・旧様式第23の4の2様式・一部改正）

中古の移動端末設備の取扱状況等報告	
年4月1日から 年3月31日まで	
事業者名	
1 中古の移動端末設備の入手等状況	
入手状況	入手台数 ()
	入手に要した費用 ()
売却状況	売却台数 ()
	売却により得た収益 ()
廃棄状況	廃棄台数 ()
代替機等での利用状況	代替機等での利用台数 ()
在庫状況	在庫台数 ()
参 考 事 項	
2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号	
売却先	法人番号

- 注1 「入手台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に利用者から有償で譲り受けることにより入手した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
- 2 「入手に要した費用」の欄に記載する金額は、報告年度中に中古の移動端末設備の入手に要した費用の合計額について、百万円を単位として記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載するものとする。
- 3 「売却台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に売却した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
- 4 「売却により得た収益」の欄に記載する金額は、報告年度中に中古の移動端末設備を売却したことによって生ずる収益額の合計額について、百万円を

- 単位として記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載するものとする。
- 5 「廃棄台数」の欄に記載する台数は、報告年度中に廃棄した中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
 - 6 「代替機等での利用台数」の欄に記載する台数は、報告年度末に代替機等として使用している中古の移動端末設備について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
 - 7 「在庫台数」の欄に記載する台数は、報告年度末に在庫として保有している中古の移動端末設備の台数について、千台を単位として記載すること。この場合において、千台未満の端数を切り捨てて得た台数を記入するものとする。
 - 8 括弧内には、スマートフォンに係るものを記載すること。
 - 9 「1 中古の移動端末設備の入手等状況」について注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 - 10 「2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号」については、報告年度中に中古の移動端末設備を売却した相手方の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
 - 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の9（第4条の9第1項関係）（平28総省令30・追加、中元総省令19・一部改正、令元総省令42・旧様式第23の8以下・一部改正）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務に関する報告			
年 月 日			
事業者名			
卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の10（第4条の9第2項関係）（平28総審令30・追加、令元総審令19・一部改正、令元総審令42・旧様式第23の6繰下・一部改正）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる 電気通信役務の提供業務変更の報告		
年 月 日		
事業者名		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更した年月日		
変更の理由		

注1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の11（第4条の9第3項関係）（平28総審令30・追加、令元総審令19・一部改正、令元総審令42・旧様式第23の7繰下・一部改正）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる 電気通信役務の提供業務に関する第4条の5第3項の報告	
年 月 日	
事業者名	
第4条の5第1項に規定する業務を行わなくなった年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の12（第4条の9第5項及び第6項関係）（平28総審令30・追加、平30総審令9・令改訂審令19・一部改正、令元総審令42・旧様式第23の6様下・一部改正）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる 電気通信役務に関する契約約款設定（変更）の報告 年 月 日	
事業者名	
設定（変更）期日	
設定（変更）を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の13（第4条の10第1項関係）（平28総審令99・追加、平30総審令9・令改訂審令19・令元総審令39・一部改正、令元総審令42・旧様式第23の6様下・一部改正）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告 年 月 日現在	
サービスの別表欄（別表の号番号を記載すること。複数の別表欄を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）	
事業者名	
法人番号（法人番号がない場合に あつては、住所を記載 すること。以下同じ。）	
電話番号	
電子メールアドレス	
サービスの名称	ウェブサイトアドレス
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表欄に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 「サービスの名称」の欄には、利用者に対し表示している固有の名称を記載すること。
- 3 「ウェブサイトアドレス」の欄には、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件その他の情報を利用者へ提供するウェブサイトのアドレスを記載すること。この場合において、複数のサービスの名称に対するウェブサイトアドレスが同一である場合にあっては、当該ウェブサイトアドレスを当該複数のサービスの名称ごとにまとめて一つ記載すれば足りる。ただし、当該ウェブサイトがない場合は、この限りでない。
- 4 記載するサービスの名称の数に応じ、適宜項を追加すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の14(第4条の10第2項関係) (平成28年省令99・追加、平成30年省令9・令改正、
 令19・一部改正、令和2年省令42・旧様式第23の14(以下、一部改正)

第1表

書面解除に関する契約状況等報告	
年 月 日現在	
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告		
年 月 日現在		
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス	
確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち申出がされた数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数
参 考 事 項		

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 申出とは、利用場所状況又は遵守状況が不十分である旨の利用者からの申出であつて、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号イの確認の結果行われるものをいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の15（第4条の10第3項関係）（平成28年電令第9号・追加、平成28年電令第9号・令電務省令19号・令電務省令30号、一部改正、令電務省令42号・旧様式第23の11以下、一部改正）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告					
サービスの別表種別					年3月31日現在
					事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
整理番号	媒介等業務受託者の名称	届出媒介等業務受託者の届出番号	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	利用者との接する業務の有無
参考事項					

- 注1 サービスの別表種別に記載する内容ごとに別表とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別表とすることとする。
- 2 「媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。媒介等業務受託者が個人である場合にあっては、当該個人の氏名を記載すること。
- 3 「届出媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、媒介等業務受託者が法第73条の2第1項の届出を要するものである場合にあっては、当該媒介等業務受託者の届出番号（電気通信事業法施行規則第29条第2項に規定する届出番号をいう。）を記載すること。
- 4 「媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
- 5 「媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないことこの報告を提出する電気通信事業者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。
- 6 「媒介等業務受託者の階層」の欄には、電気通信事業者からの委託に係る段階の数を記載すること。
- 7 「利用者との接する業務の有無」の欄には、利用者との接する業務を実施している場合には「○」、実施していない場合には「×」を記入すること。
- 8 記載する媒介等業務受託者の名称及び階層の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 9 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の項に記載すること。
- 10 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の16（第4条の11関係）（令電務省令30号・追加、令電務省令43号・旧様式第23の12以下、一部改正、令電務省令31号、一部改正）

第1表

営業所その他の事業所の所在地等に関する報告		
		年3月31日現在
		事業者名 法人番号 届出番号（電気通信事業法施行規則第29条第2項に規定する届出番号をいう。以下同じ。） 電話番号 電子メールアドレス
整理番号	営業所その他の事業所の所在地	営業所その他の事業所の名称
参考事項		

- 注1 営業所その他の事務所のうち、利用者に対して対面により電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等を行うものを記載すること。
- 2 「営業所その他の事業所の所在地」の欄には、営業所その他の事務所の所在する都道府県名、市町村（特別区を含む。）名、地番、建物名等について記載すること。
- 3 記載する営業所その他の事業所の名称に応じ、適宜項を追加すること。
- 4 利用者利益の保護のために取り組んでいる事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。なお、当該取組について、営業所その他の事業所ごとに区分して記載すること等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 5 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告	
年3月31日現在	
サービスの別表種別	事業者名 法人番号 届出番号 電話番号

電子メールアドレス					
再委託に係る電気通信役務	再委託先の媒介等業務受託者の名称	再委託に係る電気通信事業者の名称	再委託先の媒介等業務受託者の法人番号	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号
参考事項					

- 注1 「再委託に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第96条第2項の規定により告示する同法第96条第1項各号の電気通信役務の区分に従い記載すること。二以上の再委託に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の再委託先の媒介等業務受託者又は再委託に係る電気通信事業者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 再委託先の媒介等業務受託者は、この報告を提出する届出媒介等業務受託者と直接の委託契約を締結する媒介等業務受託者を記載することとし、再委託先の媒介等業務受託者が更に委託した場合の当該委託先である媒介等業務受託者については記載しないこと。
 - 「再委託先の媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。
 - 「再委託に係る電気通信事業者の名称」の欄には、再委託先の媒介等業務受託者に対する委託契約の対象となる電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称を記載すること。
 - 「再委託先の媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
 - 「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じない）この報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先を記載すること。
 - 「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第38条第2項に規定する届出番号を記載すること。
 - 記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の他に、適宜項を追加すること。
 - 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第24（第5条関係）（字28総省令23・金改、令元総省令19・一部改正）

外国政府等との協定等の報告									
年4月1日から 年3月31日まで									
事業者名									
国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	締結・変更の別	協定締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金（国際計 算料金を含む。）	保障 通信 時間	協定又は契約の有効期間	備考
						通貨 金額 課金単位			

- 注1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。
- 「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。
 - 「サービスの種類」の欄には、国際電話・ISDN、国際電話・ISDN（衛星）又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。
 - 「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書きで当該第三国の名称を記載すること。
 - 「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
 - 「保障通信時間」の欄には、保障通信時間の設定がある場合にのみ記載すること。
 - 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
 - その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。
 - 「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第25（第6条関係）（平16総省令44・追加、平18総省令139・旧様式第21種下、平20総省令54・旧様式第22種下、平21総省令110・旧様式第24種下、令元総省令19・一部改正）

電気通信事業損益報告				
年 月 日から				
年 月 日まで				
事業者名				
(単位 円)				
事業の種類	営業収益	営業費用	営業利益	備 考
電 気 通 信 事 業				
電気通信事業以外の事業				
合 計				

- 注1 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第16条の規定を準用する。
- 2 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産については、電気通信事業会計規則第11条の規定を準用する。
- 3 認定電気通信事業以外の電気通信事業を行っている場合は、認定電気通信事業についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、認定電気通信事業と認定電気通信事業以外の電気通信事業とに関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第16条の規定を準用する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第26の2（第7条の2第1項関係）（平23総省令87・追加、平24総省令40・令元総省令19・一部改正）

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年 月 日

事業者名

災害時優先通信の優先的取扱いを開始する年月日	
災害時優先通信の優先的取扱いを行うサービスの範囲	
災害時優先通信の優先的取扱いの実施の方法	

- 注1 「災害時優先通信の優先的取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、災害時優先通信の優先的取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。
- 2 「災害時優先通信の優先的取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的取扱いに関する機能について記載すること。
- 3 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第26の3(第7条の2第2項関係) (平24総省令第19号、平成24年10月1日改正)

通信制限時等における疎通状況の分析結果報告	
年 月 日	
事業者名	
通信の接続の制限又は停止を行った事業用電気通信設備及び電気通信役務の概要	
通信の接続の制限又は停止を受けた利用者の数	
通信の接続の制限又は停止を行った時間	
通信の接続の制限又は停止を行った場所	
通信の接続の制限又は停止を行った原因	
通信の接続の制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況	
通信の接続の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行った結果、できる限り多くの通信の疎通を確保するために新たに措置を講じた場合はその内容	
上記の措置を講じた理由	

- 注1 「通信の接続の制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況」の欄は、発信地域と着信地域の組合せごとに、発信信規制率、通信量、完了呼数、完了率、呼損率等について、時系列に記載した別紙を添付すること。
- 2 「上記の措置を講じた理由」の欄は、通信の接続の制限又は停止を行った時間について災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析した結果に基づき、新たに講じた措置が有効であると判断した理由を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27(第7条の3関係)

事故発生状況報告										
										年 月分 年 月分まで
事業者名										
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号										
電気通信設備統括管理者の氏名										
電気通信主任技術者の氏名										
発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	影響を与えた地域	影響を与えた利用者数	主な発生原因	設備の管理工程	故障設備	措置根拠	備考	影響を与えた電気通信役務の区分	影響を与えた電気通信役務

- 注1 電気通信設備統括管理者の氏名は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合には、電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。
- 3 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。
- 4 「影響を与えた地域」の欄は、「全国(一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む。)、一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域」、「一の都道府県の区域を超える地域」、「一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)及びそれに隣接する市町村の区域を超える地域」、「一の市町村の区域を超える地域」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 5 「影響を与えた利用者数」の欄は、実数又は実数の把握が困難な場合には、契約者数等を用いた合理的な方法により算出した概数を記載すること。
- 6 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因(即電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先電気通信事業者、その他)」、「停電(通常受けている電力の供給の停止)」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 7 「設備の管理工程」の欄は、「設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」の

中から該当するものを全て記載すること。

8 「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備(専用線・タークファイバ、海底ケーブル、その他)」、「伝送交換設備(L2SW、L3SW・ルータ、基地局制御装置、中継・制御装置、網終端装置、その他)」、「サーバ(認証・制御サーバ、アプリケーションサーバ、その他)」、「付属設備」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

9 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正(設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復」、「系切替え」、「設備の再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第58条第2項第1号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

12 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。

13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27の2(第7条の4関係) (平24総務命60・追加、令元総務令19・一部改正)

災害対策の報告			
		年	月 末現在
		事業者名	
		年度当初における電気通信役務を提供する利用者数	
1 停電対策への取組状況			
停電時における通信機能の持続時間に係る基本的な考え方			
長時間にわたる電力の供給の停止を考慮した対策が講じられた設備又はそのサービス提供区域に関する情報			
燃料の備蓄、補給体制に関する情報			
2 停電対策のための応急復旧に係る機材配備の状況			
	台数及び通常の配備場所	出力	
移動電源車			
可搬型発電機			
3 伝送路設備の損壊への対策の取組状況			
伝送路設備が損壊した場合における代替設備に係る基本的な考え方			
主要な代替設備(注1)及びそのサービス提供区域に関する情報			
4 伝送路設備の損壊への対策のための応急復旧に係る機材配備の状況			
	台数及び通常の配備場所	同時接続数	カバー半径
			種類(注2)
車載基地局			
可搬型基地局			

注1 大ゾーン基地局(複数の他の基地局とサービス提供区域が重複する基地局であつて、当該他の基地局の機能が停止した場合にそれらの機能を代替することを意図して開設されたものをいう。)及び現で使用されている伝送路設備の代わりに臨時に使用される可搬型の伝送路設備を含む。

2 交換設備との間の伝送路設備について、「人工衛星」、「電気通信業務用移動局」等、通信の相手方となる設備を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27の3(第7条の5関係)

通信品質の報告		
事業用電気通信設備の種類		年 月 日
		事業者名
		年度当初における音声伝送 役務を提供する利用者数
接続品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を 選択した理由	
	測定結果	
通話品質又は総合 品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を 選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を 選択した理由	
	測定結果	
ファクシミリによる 送受信の品質	測定条件及び当該測定条件を 選択した理由	
	測定結果	

注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別業とすること。

2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。

3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

4 各品質については、別に告示で定める条件(測定日時、測定頻度等)に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27の4 (第7条の6関係) (平27移審令12・追加、令元移審令19・一部改正)

事業用電気通信設備の設備容量の報告	
年 月 日から 年 月 日まで	
事業用電気通信設備の種類	事業者名
	年度末における 利用者数
事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況	
(年 月 日時点)	

注1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第29条第1項第3号ニに掲げる事項を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB～J)/番号使用状況)												年3月31日現在	
												事業者名	
												法人番号	
												登録番号又は届出番号	
番号 区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)							番号未使用数		番号休 止数	番号ポ ータビ リティに 係る番 号使用 数	合計	
	(1)うち アナロ グ電話	(2)うち 総合デ ジタル 通信サ ービス	(3)うち IP電話	(4)うち ワイヤ レス固 定電話	(5)うち ダイヤ ルイン 番号使 用数	(6)うち 利用者 から見 えない 形で使 用され るもの の数	うち卸 提供数	うち電 話転送 役務の 数	うち卸 提供数				うち永 続的に 使用予 定のな いもの の数
合計													
電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無 <input type="checkbox"/> あり(番号区画:) <input type="checkbox"/> なし													

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超過して最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

5 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。

6 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

7 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないもの数から番号休止数を除いたもの数を記載すること。

9 「うち永続的に使用予定のないもの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないもの数を記載すること。

10 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないもの数を記載すること。

11 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

12 番号区画ごとの番号使用状況については、報告年度の期首における西暦年数が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略することができる。

13 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

14 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB~J以外)/番号使用状況)						
					年3月31日現在	
					事業者名	
					法人番号	
					登録番号又は届出番号	
電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数		番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
	うち卸提供数	うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないものの数			
合計						

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、

「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0060)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

6 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。

10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)					
					年4月1日から 年3月31日まで
					事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号
電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数	うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数		
			うち対面で手続した数	うち電話で手続した数	うちインターネットで手続した数

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、又は同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0A～J)」又は「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」を記載すること。
- 3 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に変更した数を記載すること。
- 4 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に変更した数を記載すること。
- 5 注3及び注4について、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄に記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28の2(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)				
				年4月1日から 年3月31日まで
				事業者名 法人番号
				登録番号又は届出番号
卸先事業者名	法人番号	電話転送 役務の提供	卸先事業者の電気 通信番号使用計画 の認定状況の確認	卸先事業者に対す る電気通信番号の 使用に関する条件 の遵守の合意

- 注1 本様式は、報告対象事業者が、利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該番号に関する提供状況を記載して提出すること。
- 2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。
- 3 「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に「○」を記載すること。
- 4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。
- 5 「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載すること。
- 6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

様式第28の3(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)						
					年3月31日現在	
事業者名						
法人番号						
登録番号又は届出番号						
電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送業務の数			
合計						

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

- 「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者が卸電気通信業務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。
- 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の数を記載すること。
- 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信業務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 「うち電話転送業務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送業務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送業務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
 - 電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - 当該電気通信事業者の法人番号

- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28の4(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

- 注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。
- 2 「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直前に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものを含む。)の数を記載すること。
- 4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS1を除く。)の種別
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第29(第9条関係) (平18総省令33・追加、平18総省令139・旧様式第24様下・一部改正、平20総省令4・旧様式第24様下、平21総省令110・旧様式第28様下、平24総省令103・平26総省令2・平28総省令24・平28総省令70・平元総省令6・平元総省令19・一部改正)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月 末現在

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	自らが指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)-(2)+(3)
	(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で使用されているもの数	(3) 番号ポートに自社より自社利用者によって利用されているもの数		
1 固定電話番号	A B C D E F G H J			
2 付加的役務電話番号	A B 0 から始まる電気通信番号			
3 音声伝送携帯電話番号	70、80又は90から始まる電気通信番号			
4 無線呼出番号	204から始まる電気通信番号			
5 特定IP電話番号	50から始まる電気通信番号			
6 FMC電話番号	600から始まる電気通信番号			
7 特定接続電話番号	91 C D E から始まる電気通信番号			
8 事業者設備識別番号	00 X Y 又は002 Y Z から			

	始まる電気通 信番号			
	0001X Yから 始まる電気通 信番号			
合計				

- 注1 電気通信番号の種別とは、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。
- 2 (1)の欄は、指定された電気通信番号のうち、自社の最終利用者に付与しているものの数を記載すること。
- 3 (2)の欄は、呼の転送等のために利用者から見えない形で用いられている電気通信番号の数を記載すること。
- 4 (3)の欄は、他事業者が指定を受けた電気通信番号であつて自社の利用者の端末に着信するために用いられている電気通信番号の数を記載すること。
- 5 (4)の欄には(1)の欄の数値から(2)の欄の数値を差し引き、(3)の欄の数値を加えたものを記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。